

府中第六中学校 PTA 規約

府中第六中学校PTA規約

第一章 名 称

第一条 本会は、府中市立府中第六中学校 PTA と称し、事務局を同校内に置く。 (H23.4.25 改正)

第二章 目 的

第二条 本会は、家庭と学校の緊密な連絡のもとに、生徒の幸福を増進し心身の健全な発達を期するため、会員相互が教育に対する理解を深め、進んで一般社会の協力を促進することに努めると共に、とくに地域の教育環境の整備改善をはかり、府中第六中学校の教育に協力することを目的とする。

第三章 方 針

第三条 本会は、教育を主旨とする民主的団体であって、いかなる営利的企業を支持することも、いかなる職務の候補者を推薦することもできない。

また、会員も役員もその名において宗教的・政党的、その他本会の活動目的以外の団体や事業に関係を持ってはならない。

第四条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も統制干渉も受けてはならない。

第五条 本会は、教育委員会・学校当事者に対し、学校問題に関して意見を述べ、または、参考資料を提出し、あるいはそれに協力するが、直接学校の管理や人事に関与するものではない。

第四章 会 員

第六条 本会の会員は、府中第六中学校の生徒の保護者、または、これに代わる人と教職員とする。

第五章 役員及び会計監査委員

第七条 本会に、次の役員及び会計監査を置く。

1. 会 長 (保護者 1 名)
2. 副会長 (保護者 2 名・副校長) (H23.4.25 改正)
3. 書 記 (保護者 2 名・教職員 1 名)
4. 会 計 (保護者 2 名・教職員 1 名)
5. 顧 問 (校長)
6. 会計監査委員 (保護者 2 名)

第八条 役員及び会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

1. 会長・副会長・書記・会計及び会計監査委員は、総会で選任する。その方法は、別に定める選出規定による。ただし教職員の役員は、学校側においてあらかじめ選出し、総会の承認を得るものとする。

第九 条 役員及び会計監査委員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

第十 条 役員及び会計監査委員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があり、不在となった際は、その職務を代行する。
3. 書記は、各会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管し、また、本会の庶務を行う。
4. 会計は、本会の経理を処理する。
5. 会計監査委員は、本会の会計を監査する。また、常任委員会・運営委員会に出席することができる。ただし投票権はもたない。

第六章 会費および経理

第十 一条 本会の活動経費は、会費・その他の収入によって支弁する。会費は年額 1,500 円とする。ただし、転入者については二学期転入の場合は 1,000 円、三学期転入の場合は 500 円とする。
(S49.4.26 改正) (S53.4.27 改正) (H11.4.28 改正) (H17.5.9 改正)

第十二 条 本会の会計は、総会で議決された予算にもとづいて行われる。

第十三 条 本会の決算は、監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十四 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 総会および各専門委員会

第十五 条 本会の機関は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 常任委員会
5. 各専門委員会 (H23.4.25 改正)

第十六 条 総会は、最高議決機関であって次の事項を行う。

1. 前年度事業報告、会計報告並びに監査報告
2. 役員を選出
3. 新年度の事業計画、および予算の審議ならびに決定
4. 規約改正、その他重要事項の審議ならびに承認

- 第十七条 定期総会は年1回とし、原則として4月に開かれる。総会は、会長が招集し、議長はそのつど別に選出する。なお、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要請があったときは、臨時総会をひらかなければならない。
- 第十八条 総会の成立は、会員数の3分の1（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。必要なときは特別委員会をおくことができる。
- 第十九条 1. 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長、または会長の指名した役員が議長となる。
2. 役員会は、規約第二条（目的）、第三条（方針）に基づき、総会の決定に従って、会務を執行し緊急事項の処理にあたる。
- 第二十条 1. 常任委員会は、役員及び各専門委員会の委員をもって構成する。
2. 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長が招集し、重要事項を審議する。会は、委員数の3分の1をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。必要なときは特別委員会を置くことができる。
- 第二十一条 1. 運営委員会は、本会の役員・各専門委員会の委員長・副委員長をもって構成する。
(S49.4.26 改正) (H23.4.25 改正)
2. 運営委員会は、会長が招集し、各専門委員会間の連絡調整ならびに緊急事項について処理する。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第二十二条 1. 専門委員会とは、三学年委員会・二学年委員会・一学年委員会・広報委員会・校外委員会をいう。
(H14.3.4 改正)
2. 各学年委員会は、各学級から選出された2名と教職員1名、広報委員会は各学級から選出された1名と教職員1名、校外委員会は、各地区代表2名と教職員1名で各々構成する。
(H14.3.4 改正)
3. 各専門委員会および事業は、次の通りとする。
- (1) 学年委員会 学級ならびに学年教育に関すること、および生徒会員の健康・福祉・教養に関すること。
(H14.3.4 改正)
- (2) 校外委員会 生徒の学校内外における生活指導及び環境の整備改善に関すること。
(S49.4.26 改正)
- (3) 広報委員会 P T A会報の編集・発行及び会員相互の連絡報道に関すること。

付 則

1. 会長は、常任委員会の議決を経て、規約の施行、または運営について必要な細則を定めることができる。
2. 本規約は、総会の議決を経なければ改廃することはできない。
3. 本規約は、昭和 42 年 5 月 20 日より実施する。
4. 慶弔規定、役員・会計監査選出規定については 付 で定める。 (H23.4.25 改正)

付（慶弔規定）

- 第一条 本会の会員及び生徒の死去に対しては、弔慰として 5,000 円おくる。なお、教職員の一親等及び配偶者の死去に対しては、5,000 円おくる。
(H4.4.25 改正) (H23.4.25 改正)
- 第二条 下記の各項のいずれかに該当するものに対し、見舞金、または祝金をおくる。 (H4.4.25 改正)
1. 教職員が継続 3 週間以上病気欠勤した場合は、3,000 円おくる。
 2. 本校生徒が入院を伴う継続 3 週間以上病気欠席した場合は、3,000 円おくる。(H23.4.25 改正)
 3. 教職員の結婚または子女の出産の場合は、3,000 円おくる。
- 第三条 会員及び生徒が不慮の災害にあった時は、その程度に応じ運営委員会で決定した金額の見舞金をおくる。
- 第四条 1. 本校の教職員が退職または転任する場合は、3,000 円の餞別をおくる。 (H4.4.25 改正)
2. 削除 (H4.4.25 改正) (H23.4.25 改正)
- 第五条 前記各条の他、運営委員会が必要と認めた場合は、慶弔金品をおくることができる。

付（役員・会計監査選出規定）

- 第一条 各学年委員は、各学年から来年度の候補者を 2 学期末までに 8 名以上選出する。立候補者については、この限りでない。(現役員・会計監査委員および 3 学年は含まれない)
(H23.4.25 改正) (H26.9.13 改正)
- 第二条 選出方法
1. 役員および会計監査委員と各学年から選出された 8 名以上で互選会を行い、
9 名を決定する。 (H26.9.13 改正)
 2. 欠員が出た場合は、互選会で残った候補者の中から補充する。
- 第三条 総会において、役員及び会計監査委員の承認を行う。

この規約は昭和 42 年 5 月 20 日より実施します。

(改正昭和 49 年 4 月 26 日)

(改正昭和 53 年 4 月 27 日)

(改正平成 4 年 4 月 25 日)

(改正平成 11 年 4 月 28 日)

(改正平成 14 年 3 月 4 日)

(改正平成 17 年 5 月 9 日)

(改正平成 23 年 4 月 25 日)

(改正平成 26 年 9 月 13 日)